

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第三号

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十二年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第七項」を「第六項」に改める。

別表第四総務課の部第二項局長の専決事項の欄に次のように加える。

4 職員（局長、参事、管理部長、水道部長、契約局長、副参事、本庁の課長、地域機関の長並びに局に置く主幹及び主査を除く。）が国若しくは公共団体又は公共的団体の依頼を受けて講演、講義、演技等を行う場合における職務に専念する義務を免除すること。

別表第四水道企画課の部第三項水道部長の専決事項の欄中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 規程第十五条の規定に基づき、使用の中止又は廃止を承認すること。

### 附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。